

平成25年度

「長岡市地域コミュニティ事業補助金」募集要項

1 制度の趣旨

合併後の新市の振興のために、市内のコミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合に、当該団体に補助金を交付します。

2 補助対象者

市内で活動を行う自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体であって、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 原則として規約又は会則を有している団体
- (2) 原則として5人以上の構成員で構成されている団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

3 補助対象事業

本市の各地域における産業、環境、福祉、文化、スポーツ等の分野において、上記の団体が自主的に行うまちづくり活動に関する事業が対象となります。

なお、継続的な事業も対象としますが、年度ごとに審査し、補助事業を決定するので、続けて採択されない場合があります（事業の補助は単年度です）。

また、補助金の交付申請のあった日から平成26年3月31日までに実施する事業とします。

ただし、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業となりません。

- (1) 国、他の地方公共的団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けることができる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地等視察及び会議、大会等への出席並びに交流が目的の大部分である事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 上記の事業のほか、補助することが適当でない認められる事業

4 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費で概ね次のとおりです。

- (1) 報償費関係（講師等謝金、調査・研究の謝金等）
- (2) 旅費関係（交通費、通行料等）
- (3) 需用費関係（印刷製本費、コピー代、一般消耗品、視察等礼品、食材料購入費、燃料費、各種消耗器材等）
- (4) 役務費関係（郵便料、通信料、保険料、クリーニング代、検査手数料等）
- (5) 委託料関係（警備委託料等）
- (6) 使用料関係（会場使用料、レンタル機器、レンタカー等の使用料等）
- (7) 原材料費関係（会場設営関係資材費、景観・環境美化関係資材費等）

※ 事業所の賃借料や光熱水費など団体そのものの運営にかかる費用は除きます。

また、申請団体メンバーへの日当等は補助の対象になりません。

5 補助内容

《補助金額》補助対象経費の額から、次の①から③を除いた額の100分の80に相当する額以内。ただし、上限額は50万円とします。

- | |
|------------------|
| ①補助対象経費に対する寄付金 |
| ②補助対象経費に充てる参加費 |
| ③その他補助対象経費に係る収入金 |

※補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てます。

《補助団体数》長岡地域は2団体程度、中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域は各1団体程度を予定。

6 選考方法

○長岡地域（本庁）分は、下記のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査
- ・審査会での公開プレゼンテーションによる2次審査

○中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域（支所）分は、下記のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査
- ・各地域の地域委員会での公開プレゼンテーションによる2次審査

○選考基準は概ね次のとおりです。

●地域活性化の波及性

→事業の実施により、地域の活性化にどのような波及効果が期待できるか。

●事業実現性

→無理のない事業・活動構成であるか。実施体制が整っているか。

●団体および事業の発展性

→今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。

●独自性・先駆性

→地域における知恵と工夫を生かした個性的な内容であり、かつ新しい発想や視点、内容、方向性があるか。

●継続の必要性（継続事業の場合のみ）

→事業内容に計画性があるか。継続することで事業の効果が生まれるものか。

7 結果の公表

審査結果は、申込団体代表者に文書で通知するほか、補助金交付団体の名称、補助対象事業の内容などは市政だより、市ホームページ等で公表していく予定です。

8 事業成果の公表

補助金交付団体には、補助事業終了後、事業実績報告書類を提出していただきます。

また、この補助事業における応募書類、事業報告書類などにより市が知りえた事柄は、この補助事業に必要な範囲において、市が公表できるものとします。

なお、補助事業として採択された場合、地域委員会の会議等で事業実施の成果を発表していただくことがあります。

9 補助金の返還

次の場合は補助金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 補助対象となる事業を行えなくなったとき
- (2) 相当の理由がなく、補助対象となる事業を大幅に変更したとき

10 申し込み・問い合わせ先

下記の窓口等に備え付けの「申請書」「申請団体の概要」「事業計画書」「収支予算書」に必要事項を記入し、4月1日(月)から4月26日(金)までに提出してください。

(必着)

※「募集要項」「申請書」等は、長岡市ホームページ <http://www.city.nagaoka.niigata.jp> トップページ「市政」→まちづくり「地域コミュニティ事業補助金」→「地域コミュニティ事業補助金について」からダウンロードできます。

応募内容の事前相談や申請書の書き方への質問等については、下記までお気軽にお問い合わせください。

●長岡地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト7階 長岡市 地域振興戦略部

電話 0258-39-2260 (直通)

メールアドレス gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp

●中之島地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒954-0192

長岡市中之島788番地 長岡市中之島支所 地域振興課

電話 0258-61-2010 (直通)

メールアドレス nknsn-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●越路地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-5493

長岡市浦715番地 長岡市越路支所 地域振興課

電話 0258-92-5902 (直通)

メールアドレス ksj-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●三島地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2392

長岡市上岩井1261番地1 長岡市三島支所 地域振興課

電話 0258-42-2242 (直通)

メールアドレス msm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●山古志地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒947-0204

長岡市山古志竹沢乙461番地 長岡市山古志支所 地域振興課

電話 0258-59-2328 (直通)

メールアドレス ymks-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●小国地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-5292

長岡市小国町法坂793番地 長岡市小国支所 地域振興課

電話 0258-95-5905 (直通)

メールアドレス ogn-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●和島地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-4511

長岡市小島谷3434番地4 長岡市和島支所 地域振興課

電話 0258-74-3112 (直通)

メールアドレス wsm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●寺泊地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2592

長岡市寺泊烏帽子平1977番地8 長岡市寺泊支所 地域振興課

電話 0258-75-3111 (直通)

メールアドレス tr-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●栃尾地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-0298

長岡市金町2丁目1番5号 長岡市栃尾支所 地域振興課

電話 0258-52-5815 (直通)

メールアドレス tco-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●与板地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2492

長岡市与板町与板甲134番地 長岡市与板支所 地域振興課

電話 0258-72-3101 (直通)

メールアドレス yit-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●川口地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-7592

長岡市東川口1974-26 長岡市川口支所 地域振興課

電話 0258-89-3111 (直通)

メールアドレス kwg-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

11 申込み・申請から実績報告までのスケジュール

